

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第 5 号

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(平成 11 年鳥取県公安委員会規則第 4 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(以下「旧規則」という。)の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規則第 1 条第 1 項に規定する既存規則については、旧規則の規定は、この規則の施行の日以後もなおその効力を有する。